

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例に基づ
く不当な行為の記録及び公表について定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例（平成18年新宿区条例第40号。以下「条例」という。）第11条から第13条までの規定に基づき、不当要求行為の記録並びに不当あっせん等行為の記録及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(不当要求行為の記録等)

第3条 条例第11条第3項の規定による記録は、不当要求行為記録票（第1号様式）により行うものとする。

2 指定管理者又は事務受託者は、前項の不当要求行為記録票を区長に提出するものとする。

(不当あっせん等行為の記録)

第4条 条例第12条第1項の規定による記録は、不当あっせん等行為記録票（第2号様式）により行うものとする。

(不当あっせん等行為の公表)

第5条 条例第13条の規定による公表は、新宿区役所の門前掲示場への掲示により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、区長が特に必要と認める場合は、新宿区広報への掲載又は新宿区ホームページへの掲載により公表を行うことができる。

(文書の保存)

第6条 第3条第1項の不当要求行為記録票及び第4条の不当あっせん等行為記録票は、それぞれ当該記録が行われた日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。